

# 監 査 報 告 書

当監事会は、損害保険料率算出機構（以下、「当法人」という。）の2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日）の事業報告、決算報告、その他理事の職務執行の監査について、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

## 1. 監事会及び監事の監査の方法及びその内容

(1) 2023年3月1日開催の監事会において、監査の方針、監査計画等を定め、重点監査項目として、第8次中期経営計画及び2023年度事業計画書・業務実行計画等の進捗管理の状況および当法人業務の適正を確保するために必要な態勢（以下、「内部規律態勢」という。）の構築と運用の実施状況を設定しました。

監事会は、監事から監査の実施状況及び結果について報告を受けたほか、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受けて意見交換を行いました。

(2) 監事は、監事会が定めた監査の方針、監査計画、重点監査項目等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

○ 理事会、常勤理事会、内部規律委員会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧したほか、本部（7部署）、地区本部（2か所）及び自賠償損害調査事務所（3か所）において業務の状況を調査しました。

また、内部規律基本方針に基づく内部規律態勢の整備に関する理事会決議その他の内容及び当該決議等に基づき整備されている態勢の状況を監視し、理事及び職員等に説明を求めるなどの方法によって態勢整備の状況と有効性を検証しました。

(3) 監事は、上記の調査、監視、検証と理事及び職員等と意見交換の結果等を踏まえ、必要に応じて理事及び職員に対して意見を表明しました。

(4) 監事は、会計帳簿及びこれに関する資料に関し、当該事業年度に係る決算諸表（財務諸表等〔貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書〕、財産目録及び収支計算書〔注記を含む〕）について調査しました。また、監事会は、決算諸表、財産目録及び収支計算書の検討にあたり、監査法人の監査報告及び同監査法人との意見交換を参考としました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び決算諸表について検討しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の業務の執行に関する著しく不当な事項又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部規律態勢の整備に関する理事会決議その他の内容は相当であると認めます。また、当該内部規律態勢に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 決算報告（決算諸表）の監査結果

決算諸表は、当法人の財産、正味財産増減及び収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年5月30日

損害保険料率算出機構 監事会

常任監事

油井 朋仁

監事

加藤 義孝

監事

織山 晋